

岡田事務所通信

令和2年4月号(第176号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西21条南2丁目21番13号

TEL: 0155-33-5535 FAX: 0155-33-5604

E-mail: support@office-okada.jp

URL: <http://www.office-okada.jp/>

雇用調整助成金の助成率を最大90%に拡充 新型コロナウイルス

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を発表しました。雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

緊急対応期間は4月1日～6月30日で感染拡大防止のため、この期間中は全国で特例措置を実施します。対象となる事業主は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)で、今回、生産指標要件を1カ月5%以上低下に緩和しました。新たに、雇用保険被保険者に加え、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めています。助成率は、中小企業80%、大企業約66%として、解雇等を行わない場合は、中小企業90%、大企業75%まで引き上げました。また、計画届の事後提出を6月30日まで認めます。支給限度日数は、1年100日、3年150日に加え、4月1日から6月30日までの対象期間を加えました。雇用調整助成金の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行う予定です。また、教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を上げる措置を別途講じます。(関係資料を添付します)

小学校休業等対応助成金の取得休暇期間を延長 新型コロナウイルス

厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者等を支援するため、小学校休業等対応助成金を創設しており、当初令和2年2月27日から3月31日までの間に取得した休暇等について支援を行うとしていましたが、今後、対象となる休暇取得の期間を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定としました。(関係資料を添付します)

賃金請求権時効1年延長 改正労基法成立

残業代などの未払い賃金を請求できる期限(賃金請求権の時効)を、現行の2年から当面3年に延長する改正労働基準法が、与党などの賛成多数で可決、成立しました。4月1日の施行日以降に支払われる賃金から適用されます。同じく4月施行の改正民法で、未払い金を請求する権利がなくなる期限(消滅時効)が5年に統一されることを受けた措置となります。労災補償を請求する権利については、時効を延ばす行使が遅れる可能性があることから、現行の2年を維持しました。

厚生年金保険料等の納付の猶予について 新型コロナウイルス対策

今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。詳細につきましては管轄の年金事務所にお問い合わせください。



- 滝野すずらん公園（札幌市） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【小学校休業等対応助成金】

小学校休業等対応助成金はコロナウイルスの影響によって小学校等の臨時休業により保護者が休職した場合等に、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた場合に会社に対して支給される助成金です。元々学校が休みとなっている土日や春休み等は対象日にはならず、通常であれば学校へ行くことが予定されていた日が支給対象日となります。休暇に対して会社が対象労働者に支払った賃金相当額が支給されます。（上限 8,330 円） 対象期間は 2 月 27 日から 6 月 30 日（予定）となっています。

事務所より

世界的なコロナウイルスの大流行によりそれまでの通常の日常が一変しているような感覚の毎日ですが、国・北海道の方針や対策を注視しつつ、個人人でできる手洗い、うがい、消毒等を心がけて生活していきたいですね。また、報道されています通り、密閉・密集・密接の環境を避けて行動することも感染を防ぐとともに、無意識のうちに他人に感染させないことにつながるかと思えます。コロナウイルスを収束させるための行動を多くの人が取っていても一部の人々がそれに反する行動を取ることで、感染は広がっていきます。一人ひとりが感染防止のための意識を高め、行動していくことが重要ですね。

今月号の記事にも載せましたが、コロナウイルスによる事業への経済的な影響で事業活動の縮小や従業員への休業を命じる際に受給可能性のある厚労省の助成金が日々拡充されています。国としては収束を目指す動きをするとともに、その動きに伴って生じる経済活動の停滞について大規模な経済対策を打ち出しています。企業活動の停滞に対し、融資の活用とともにこうした受給可能性のある助成金についても活用を考える必要があると思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

4 月支払分の給与から控除する健康保険料率、介護保険料率に変更となります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせさせて頂いた一覧表をご参照の上、控除して下さいませよう、お願い致します。又、6 月 1 日より受付が開始される労働保険年度更新手続（年に一度の労働保険料の精算手続）につきまして、現在弊社において令和元年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っております。令和元年度内の賃金等についてお問い合わせさせていただく事がありますので、どうぞよろしくお願い致します。

